

## 【通所介護事業所の料金表】

### 大規模型（Ⅰ）

令和1年10月1日現在

通所介護の介護報酬に係わる費用（利用者負担1割分）

項目		サービス1回あたりの料金				
①大規模型通所介護	7時間以上8時間未満	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		620単位 665円	733単位 786円	848単位 909円	965単位 1,035円	1,081単位 1,159円
②加算	入浴介助	1日につき 50単位（ 54円）				
	口腔機能向上	1回につき 150単位（ 161円） ※月2回を限度として				
	サービス提供体制(Ⅰ)口	1回につき 12単位（ 13円）				
	個別機能訓練Ⅱ	1日につき 56単位（ 60円）				
	処遇改善Ⅰ	1日につき 算定単位数の5.9%（ 約40～69円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
	特定処遇改善Ⅱ	1日につき 算定単位数の1.0%（ 約7～12円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
		（ ）				
③減算	同一建物減算	1日につき -94単位（ -101円）				
	送迎減算	1回につき -47単位（ -51円） ※片道につき				

※ 利用者負担額（1割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

\* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合

## 【通所介護事業所の料金表】

### 大規模型（Ⅰ）

令和1年10月1日現在

通所介護の介護報酬に係わる費用（利用者負担2割分）

項目		サービス1回あたりの料金				
①大規模型通所介護		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	7時間以上8時間未満	620単位 1,330円	733単位 1,572円	848単位 1,818円	965単位 2,069円	1,081単位 2,318円
②加算	入浴介助	1日につき 50単位（108円）				
	口腔機能向上	1回につき 150単位（322円） ※月2回を限度として				
	サービス提供体制（Ⅰ）ロ	1回につき 12単位（26円）				
	個別機能訓練Ⅱ	1日につき 56単位（120円）				
	処遇改善Ⅰ	1日につき 算定単位数の5.9%（約80～138円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
	特定処遇改善Ⅱ	1日につき 算定単位数の1.0%（約13～24円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
		（ ）				
③減算	同一建物減算	1日につき -94単位（-202円）				
	送迎減算	1回につき -47単位（-101円） ※片道につき				

※ 利用者負担額（2割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

\* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合

# 【通所介護事業所の料金表】

## 大規模型（Ⅰ）

令和1年10月1日現在

通所介護の介護報酬に係わる費用（利用者負担3割分）

項目		サービス1回あたりの料金				
①大規模型通所介護		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	7時間以上8時間未満	620単位 1,994円	733単位 2,358円	848単位 2,727円	965単位 3,104円	1,081単位 3,477円
②加算	入浴介助	1日につき 50単位（161円）				
	口腔機能向上	1回につき 150単位（483円） ※月2回を限度として				
	サービス提供体制(Ⅰ)口	1回につき 12単位（39円）				
	個別機能訓練Ⅱ	1日につき 56単位（180円）				
	処遇改善Ⅰ	1日につき 算定単位数の5.9%（約119～206円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
	特定処遇改善Ⅱ	1日につき 算定単位数の1.0%（約20～36円） ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。				
		（ ）				
③減算	同一建物減算	1日につき -94単位（-303円）				
	送迎減算	1回につき -47単位（-151円） ※片道につき				

※ 利用者負担額（3割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

\* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合

# 【第一号通所事業の料金表】

令和1年10月1日現在

第一号通所事業の介護報酬に係わる費用（利用者負担1割分）

項目		サービス1回あたりの料金		
		要支援1 (週1回程度)	要支援2 (週1回程度)	要支援2 (週2回程度)
①第一号通所事業				
7時間以上8時間未満		1,655単位 1,775円	1,655単位 1,775円	3,393単位 3,638円
②加算	運動器機能向上	1月につき	225単位	( 242円 )
	運動器機能向上/2	1月につき	225単位	( 242円 )
	口腔機能向上	1月につき	150単位	( 161円 )
	口腔機能向上/2	1月につき	150単位	( 161円 )
	サービス提供体制(I)□ (要支援1 週1回程度)	1月につき	48単位	( 52円 )
	サービス提供体制(I)□ (要支援2 週1回程度)	1月につき	48単位	( 52円 )
	サービス提供体制(I)□ (要支援2 週2回程度)	1月につき	96単位	( 103円 )
	処遇改善 I	1月につき	算定単位数 の5.9%	( 約105~215円 ) ※要介護度、利用頻度、加算により変動
	特定処遇改善 II	1月につき	算定単位数 の1.0%	( 約19~37円 ) ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。
				( )
③減算	同一建物減算1	1月につき	-376単位	( -403円 )
	同一建物減算2	1月につき	-752単位	( -807円 )

※ 利用者負担額（1割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

\* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合

# 【第一号通所事業の料金表】

令和1年10月1日現在

第一号通所事業の介護報酬に係わる費用（利用者負担2割分）

項目		サービス1回あたりの料金		
		要支援1 (週1回程度)	要支援2 (週1回程度)	要支援2 (週2回程度)
①第一号通所事業				
7時間以上8時間未満		1,655単位 3,549円	1,655単位 3,549円	3,393単位 7,275円
②加算	運動器機能向上	1月につき	225単位 ( 483円 )	
	運動器機能向上/2	1月につき	225単位 ( 483円 )	
	口腔機能向上	1月につき	150単位 ( 322円 )	
	口腔機能向上/2	1月につき	150単位 ( 322円 )	
	サービス提供体制(I)□ (要支援1 週1回程度)	1月につき	48単位 ( 103円 )	
	サービス提供体制(I)□ (要支援2 週1回程度)	1月につき	48単位 ( 103円 )	
	サービス提供体制(I)□ (要支援2 週2回程度)	1月につき	96単位 ( 206円 )	
	処遇改善 I	1月につき	算定単位数 の5.9% ( 約210~429円 ) ※要介護度、利用頻度、加算により変動	
	特定処遇改善 II	1月につき	算定単位数 の1.0% ( 約37~73円 ) ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。	
				( )
③減算	同一建物減算1	1月につき	-376単位 ( -806円 )	
	同一建物減算2	1月につき	-752単位 ( -1,613円 )	

※ 利用者負担額（2割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

\* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合

# 【第一号通所事業の料金表】

令和1年10月1日現在

第一号通所事業の介護報酬に係わる費用（利用者負担3割分）

項目		サービス1回あたりの料金		
		要支援1 (週1回程度)	要支援2 (週1回程度)	要支援2 (週2回程度)
①第一号通所事業				
7時間以上8時間未満		1,655単位 5,323円	1,655単位 5,323円	3,393単位 10,912円
②加算	運動器機能向上	1月につき	225単位	( 724円 )
	運動器機能向上/2	1月につき	225単位	( 724円 )
	口腔機能向上	1月につき	150単位	( 483円 )
	口腔機能向上/2	1月につき	150単位	( 483円 )
	サービス提供体制(I)□ (要支援1 週1回程度)	1月につき	48単位	( 155円 )
	サービス提供体制(I)□ (要支援2 週1回程度)	1月につき	48単位	( 155円 )
	サービス提供体制(I)□ (要支援2 週2回程度)	1月につき	96単位	( 309円 )
	処遇改善 I	1月につき	算定単位数 の5.9%	( 約315~644円 ) ※要介護度、利用頻度、加算により変動
	特定処遇改善 II	1月につき	算定単位数 の1.0%	( 約55~110円 ) ※実際には1ヶ月分の算定単位数で計算します。
				( )
③減算	同一建物減算 1	1月につき	-376単位	( -1,209円 )
	同一建物減算 2	1月につき	-752単位	( -2,419円 )

※ 利用者負担額（3割）の算出方法

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×10.72円=〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））=△△円（利用者負担額）

\* 10.72円は横浜市（2級地）の地域加算割合